

第3節 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1 地域における子育て支援サービスの推進

地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大している。働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要である。

2004（平成16）年12月に策定された子ども・子育て応援プランでは、地域における子育て支援拠点の整備を2009（平成21）年度までに6,000か所を実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになることや、孤独な子育てをなくすことを、目指すべき社会の姿として掲げており、現在、プランの着実な推進に努めているところである。なお、2007（平成19）年度予算においては、子育て支援拠点の拡充により、プランの2009年度目標値6,000か所を前倒しで実施することとしている。

また、2003（平成15）年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県や市町村は国の定めた行動計画策定指針に則して、地域における子育て支援等を内容とした行動計画を策定することとなっており、2007年4月1日現在で、すべての都道府県と市区町村で策定済みとなっている。

国では、地域行動計画に基づく市町村の取組の着実な推進を図るため、2005（平成17）年度より従来の児童福祉関連補助金を再編整理し、市町村行動計画をもとに作成される毎年度

の事業計画の範囲内であれば、各市町村の自主性・裁量を尊重した柔軟な執行が可能となる次世代育成支援対策交付金を創設して、市町村の取組を支援しているところである。

（1）地域子育て支援センターの設置促進

1993（平成5）年度から地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、保育所において地域の子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援センター事業を実施しており、これまでその設置箇所数を増加させ拡充を図ってきた。

（2）つどいの広場の設置促進

地域協同体の機能が失われつつあることや核家族化等を背景として、子育て中の親等からは、「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」の整備が求められている。このため、2002（平成14）年度から、おおむね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」事業を実施している。「つどいの広場」については、NPOをはじめとする多様な主体により運営されており、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用した、身近な場所での設置が進められている（2006年度には全国で694か所となっており、地域子育て支援センターとあわせて4,130か所となっている）。

なお、2007年度から、地域における子育て支援の拠点となる、地域子育て支援センター事

第2-4-4表 地域子育て支援センター事業実施箇所数の推移

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
実施箇所数	1,376	1,791	2,168	2,499	2,786	3,167	3,436
うち従来型	844	1,051	1,198	1,362	1,496	1,644	1,774
うち小規模型	532	776	970	1,137	1,290	1,523	1,662

資料：厚生労働省資料

業とつどいの広場事業について、児童館の活用も図り、新たに地域子育て支援拠点事業として再編し、地域子育て支援拠点の拡充に努めているところである。

（3）一時預かりサービス（一時保育）の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時の保育等に対する需要に対応するため、一時保育促進事業を1990（平成2）年度から実施している（2006（平成18）年度実施箇所数：6,727か所）。

（4）幼稚園における子育て支援活動

近年、幼稚園は、地域の幼児教育のセンターとして、子育て支援機能を持ち、いわば「親子の育ちの場」という役割を果たすことが期待されるようになってきている。さらに、2007年に改正された「学校教育法」においても、幼稚園は、保護者や地域住民等の相談に応じて、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるべきことが新たに定められた。

現在、幼稚園における相談活動や未就園児の親子登園、園庭・園舎の開放などの子育て支援を推進しており、2006年には、子育て支援の取組をしている幼稚園は全体の約79%になっている。

（5）商店街の空き店舗を活用した取組

かつて地域経済の中心であった商店街は、近年、空き店舗の増加等により、その魅力は低下している。商店街の活性化は、地域経済の活性化、地域社会の形成にとって重要な要素であり、空き店舗の解消・活用は、商店街における大きな課題となっている。

このため、商店街の空き店舗を活用して、地域社会において子育て支援や親子交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消と少子高齢化社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することでそ

の活性化を図るための施策を講じた。

具体的には、商店街振興組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が、商店街の活性化を図るために商店街の空き店舗を活用して保育サービス施設や親子交流施設などのコミュニティ施設を設置・運営しようとする場合に、国が施設の設置・運営に要する経費の一部を補助している。

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

（1）子育て支援総合コーディネートの実施

現在、各市町村において様々な子育て支援サービスが展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確な情報を得られにくい状況にある。

こうしたことから、一時保育やつどいの広場事業、NPO等の民間団体が実施する子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、改正児童福祉法（平成15年法律第121号）により、2005（平成17）年度から市町村の責務として位置づけられることとなった。

これにより、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することを促進するとともに、市町村管内の子育て支援事業の実施状況が十分かどうか地域住民に開示されることにより、市町村におけるサービス供給体制の整備が推進されることが期待されている。

（2）子育てサポーターリーダーの養成

子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するためには、子どもを持つ親と地域の子育て経

験者が交流する機会を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、2004（平成16）年度からは、友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

（3）ファミリー・サポート・センターの設置促進

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2006年度は480か所で実施されており、子ども・子育て応援プランでは2009（平成21）年度までに710か所で実施することを目標としている。

第4節 家庭教育の支援に取り組む

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものである。しかし、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されている。このような状況の中で、家庭教育の重要性に鑑み、2006（平成18）年に改正された教育基本法においても、新たに家庭教育の規定（第10条）が設けられた。

家庭の教育力の向上を図る上で、親が、親としての学びや経験を通じ、家庭教育についての理解を深めることが重要である。

このため、乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用し、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設するほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

また、子育てに関する一人ひとりの親の身近なヒント集として、家庭教育手帳を作成し、子どもを持つ全国の親に配布している。2006年

度からは、新たに、子どもの生活リズムの章を設け、従来の食育に関する内容に加え、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活リズムの向上に関する記述を追加するなど、内容の充実を図っている。



父親の家庭教育参加を考える集い（茨城県）

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

家庭の教育力の向上を図るためには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供とともに、地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備が重要である。

このため、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や